

締約国に関する情報 J P	日 本 一 般 情 報	附属書 B 1 J P
国内官庁の名称	Japan Patent Office (JPO) (日本国特許庁 (J P O))	
所在地及び郵便のあて名	〒100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	
電話番号	(81-3) 3592 13 08	
ファクシミリ装置	(81-3) 3501 06 59 (PCT関係) (81-3) 3501 68 03 (書類提出)	
電子メール	PA1A31@jpo. go. jp	
インターネット	www. jpo. go. jp/e/index. html	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	PCT第11条に規定する国際出願日を受けるための書類のみ	
書類の原本提出義務	求めがあった場合にのみ提出	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、所定の基準を満たし、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき総務大臣が許可した特定信書便事業者を条件とする。許可された特定信書便事業者の一覧(日本語)はウェブサイトwww.soumu. go. jp/yusei/tokutei_g. htmlで確認できる。	
受理官庁は電子的な通信手段の不通による期間が遵守されなかった遅滞を許容するか？ (PCT規則82の4.2(a))	許容する。受理官庁が認める電子通信手段の特別な保守作業又は不通のために期間の不遵守が発生した場合 ¹ 、受理官庁は、その保守作業又は不通が24時間以上であり、その電子通信手段が再開された日の翌業務日に関係する行為が遂行されることを条件として、受理官庁は期間不遵守を許容する ² 。	
出願人に出願がWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)で利用可能とすることを許可する用意があるか？(PCT規則17.1(b)の2))	出願人に国内出願をWIPO DASで利用可能とすることを許可する用意がある ³	

[次頁に続く]

- 1 JPOオンライン出願ソフトウェアの保守作業及び不通に関する情報(日本語版)は次を参照されたい。
http://dl-sv1.pcinfo.jpo.go.jp/docs/error/server_status.html
- 2 受理官庁の関係する通告については、2020年9月17日付公示(PCT公報)191頁を参照。
- 3 出願をDASで利用可能とすることを請求する方法の詳細に関しては、次を参照されたい。
<https://www.jpo.go.jp/e/system/process/shutugan/yusen/das/index.html>

J P	日 本 (続き)	J P
日本国の国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により日本国特許庁又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
日本国が指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	日本国特許庁 (国内段階参照)	
日本国を選択できるか?	できる (PCT第二章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特 許, 実用新案	
国際型調査に関する日本の規定	な し	
国際公開に基づく仮保護	出願人は、国際出願の国際公開が日本語による場合は、当該出願の国際公開時から、又は国際公開が日本語以外の言語による場合は日本国特許庁による日本語訳の公表時から、特許法第65条に定めると同様の諸権利を有する (特許法第184条の10参照)。	
日本が指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
日本が指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。PCT第22条又は第39条(1)に定める期限内に要件を満たしていない場合には、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める (概要参照)。	
優先権を主張している先の国内出願に関する特別の規定があるか、その規定による効果は何か	日本国特許法第41条及び第42条、並びに日本国実用新案法第8条及び第9条は、日本の指定を含む国際出願であって、日本で有効な先の国内出願の優先権を主張しているものについて、優先日から16箇月 ⁴ 経過後に、当該先の国内出願が取り下げられたものとみなされる旨を規定している。先の国内出願の優先権を主張している国際出願の出願人がこの効果を回避するよう希望するのであれば、先の国内出願の自動的取下げを回避するために、優先日から16箇月 ⁴ の満了前に日本の指定を取り下げなければならない。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あ り (附属書L参照)	

4 この期間は2015年4月1日以降に行われた国際出願に適用される。2015年4月1日より前に行われた国際出願についての期間は15箇月である。